

(仮称) 地域資源活用型農業施設整備工事

プロポーザル審査要領

令和4年4月

北海道伊達市

1 総則

(1) 優先交渉権者の決定方法

本市は、（仮称）地域資源活用型農業施設整備工事プロポーザルの実施において、より効率的かつ合理的に（仮称）地域資源活用型農業施設整備工事が行われることを期待している。

このことにより、本事業の優先交渉権者は、（仮称）地域資源活用型農業施設整備工事に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するものとし、プロポーザル方式により決定する。

本審査要領（以下「本要領」という。）は、「（仮称）地域資源活用型農業施設整備工事プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき、本市が優先交渉権者等を決定するための基準を示すものである。

本要領で使用する技術提案書一式の様式については、（仮称）地域資源活用型農業施設整備工事プロポーザル様式集を使用するものとする。

(2) （仮称）地域資源活用型農業施設整備工事プロポーザル技術提案審査会

プロポーザル方式により優先交渉権者等を決定するにあたり、市職員及び有識者6名以内で構成する「（仮称）地域資源活用型農業施設整備工事プロポーザル技術提案審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、当審査会の審査を経るものとする。

(3) 優先交渉権者決定までの手順

優先交渉権者決定までの手順は、以下のとおりとする。

	実施項目	実施内容
ア	参加資格確認	本市は、参加者の参加資格の有無を確認する。
イ	技術提案書一式の受付	本市は、資格適合者から提出された技術提案書一式を確認し、下記の処理を行う。価格提案書（様式 5-1、5-2）は、事務局が保管、技術提案書（様式 6-1、6-2）は、速やかに審査員に配付する。
ウ	技術提案の評価	審査会は、技術提案書（様式 6-1、6-2）の内容を確認・精査するためにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。 審査会は、本要領に基づき技術提案書を評価し、技術評価点を算出する。
エ	価格提案の評価	審査会は、技術評価点の算出後、価格提案書（様式 5-1、5-2）で事務局から価格評価点の報告を受ける。
オ	評価点の集計・ 優先交渉権者の選定	審査会は、ウとエの合計結果から評価値を確定する。 審査会は、評価値が最も高い者（優先交渉権者）と次点のもの（次点候補者）を選定する。ただし、審査員が採点した各合計点数の最高点と最低点を除いた合計点の平均値が配点の合計点数の6割以上でなければ優先交渉権及び次点候補者として認めないものとする。 また、技術提案書を提出した事業者が1者であった場合でもプレゼンテーションを実施するものとし、その場合においても、審査員が採点した各合計点数の最高点と最低点を除いた合計点数の

		平均値が配点の合計点数の6割以上でなければ優先交渉権として認めないものとする。
カ	優先交渉権者の決定	本市は、オの結果を受けて、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。審査の結果は、技術提案書の提出者に個別に通知するほか、結果の概要は、本市のホームページで公表する。

2 参加資格の確認

本市は、参加者から提出された参加表明書（様式 1-1）、誓約書（様式 1-2）及び募集要項「4 参加資格要件(2)ウ」に規定する書類を基に、参加者が参加資格を満たしているか否かを確認する。確認後は、資格適合者についてのみ、技術提案書の提出を可能とする。

3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) プレゼンテーション

技術提案書を提出した資格適合者（以下「提案者」という。）は、技術提案書の内容に限定し、20分程度のプレゼンテーションを行う。この際、提案価格を公表してはならない（ヒアリングにおいても同様とする）。

また、プロジェクターやスクリーンを使用する場合は、審査会が用意したものを使用すること。

(2) ヒアリング

審査会は、プレゼンテーション後に続けて、20分程度のヒアリングを実施する。

質疑回答は、原則として統括代理人が行うものとし、やむを得ず代理の者が行う場合は、代理者である旨と氏名を述べてから行うこと。

4 評価項目

(1) 技術評価（配点 70 点）

「6 評価手順」によるものとする。

(2) 価格評価（配点 30 点）

① 提案価格

5 評価点の算定方法

評価点の集計では、技術評価点と価格評価点を合計するものとする。

6 評価手順

(1) 技術評価（配点 70 点）

- ① 技術評価は、本要領に基づき、審査員が評価を行う。
- ② 審査員は、各提案項目の具体性や実効性を評価の視点として、AからDの4段階で評価し、各提案項目に割り振られた配点、それぞれの評価掛け率を乗じたものを評価点とする。
- ③ 各項目の評価点は、各審査員の評価点の平均値（小数点以下第2位まで）とする。
- ④ 全ての項目の評価点を合計し、技術評価点を算出する。

評価区分		配点	評価掛け率
共通仕様	DX や ICT 等のスマート農業の活用の提案について	10	A (優れた提案) 掛率 1
	環境制御の提案について	10	B (やや優れた提案) 掛率 0.75
	脱炭素・カーボンニュートラルの提案について	10	C (標準的な提案) 掛率 0.5 D (やや劣る提案) 掛率 0.25
	新規就農希望者の研修及び農業の担い手の増加に関する取組の提案について	10	E (劣る提案) 掛率 0
施設整備の仕様	ハウスの提案内容について	10	
	附帯設備の提案内容について	5	
必要となる環境設備	環境制御システムの提案について	10	
	内部設備、その他の提案について	5	

(2) 価格評価

価格評価は、本要領に基づき、事務局が評価を行い、審査会に報告するものとする。

評価区分	配点	評価掛け率
提案価格	30	最も低い金額を提示している提案を 30 点とし、その他の提案は、最低提示金額／各提示金額に 30 点を乗じたもの（小数点以下第 2 位まで）とする。